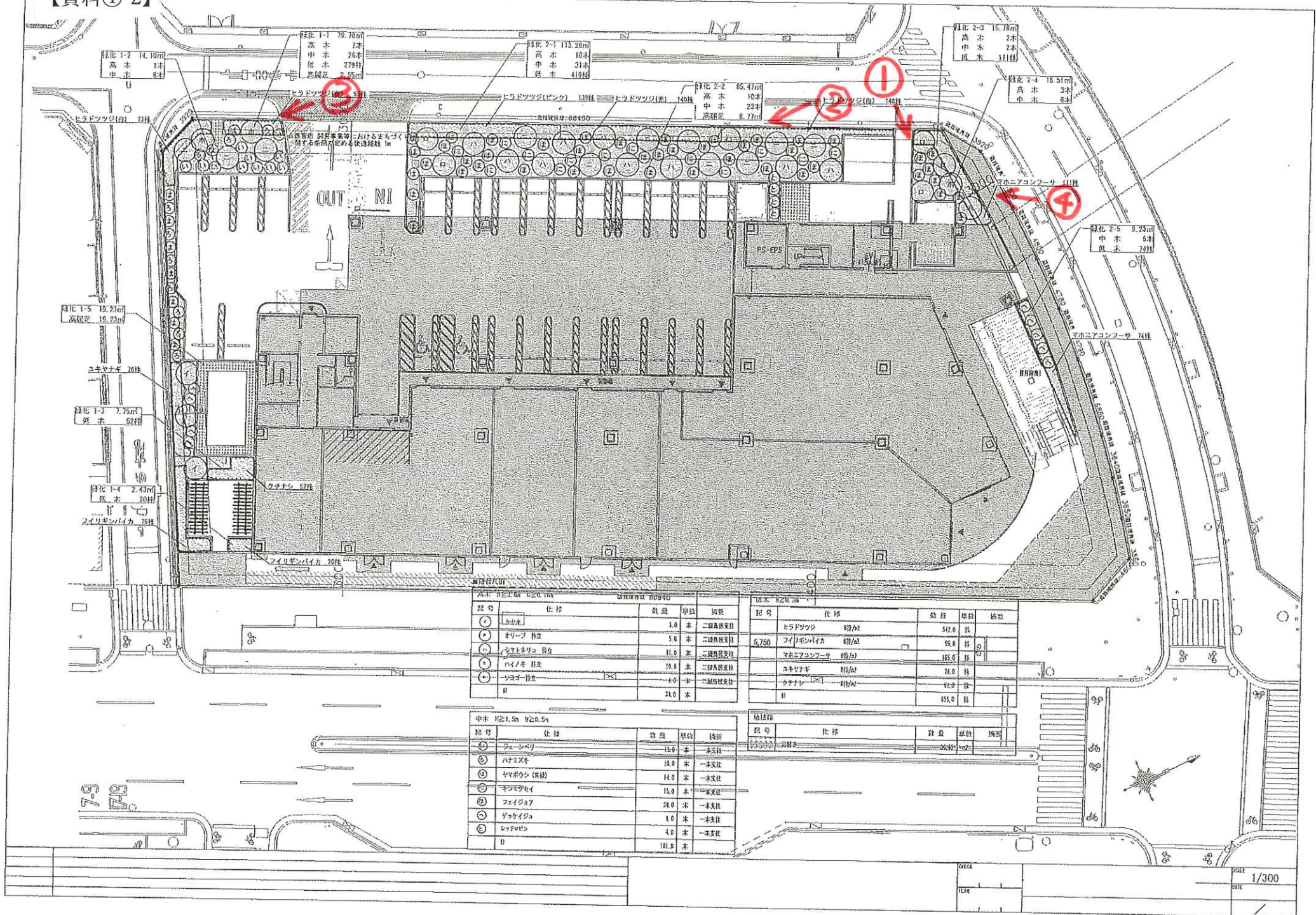


【資料①-1】緑化義務条例比較

内容	西宮市 開発事業等におけるまちづくりに関する条例	兵庫県 環境の保全と創造に関する条例
必要緑地面積(緑地率)について	開発面積(有効開発面積)の20%以上 近隣商業地域・商業地域の場合は10%以上 市街地調整区域は30%以上	住宅の場合は空地面積の30%以上 住宅・特定工場を除く建築物の場合は50%以上 特定工場は別途届出必要
駐車場部分(駐車スペース)の緑化 (芝生保護舗装材・穴あきインターロッキングブロックを用いた緑化)	計上可能な面積は必要緑地の30%以内 芝生保護舗装材(緑化率100%)は面積の100%計上 穴あきインターロッキングブロックによる駐車場緑化は面積の1/2計上 (緑化率50%以下の緑化資材の場合、算入不可)	緑化率が50%以上のものを使用した場合、面積の100%計上 (緑化率が50%未満の場合、緑化部分のみ計上する)
車路の緑化について (芝生による緑化など)	緑地として計上できない	緑化部分のみ100%計上
敷地内歩道、自主管理の公園(プレイロット) ※設置要件有り	面積の100%計上 (既存道路に面して設置し、日常一般に開放され、歩行者が自由に通行できるものに限る)	緑化部分のみ100%計上
道路境界から3m以内に設置する緑地の割増について	当該箇所の緑地を50%増して計上可能。 上限は必要緑化面積の30%以内 (遮蔽物がない、かつ緑地100㎡に対して低木が200株以上の割合で植栽されていること)	緑化面積の100%計上(割増不可)
バルコニー又は底下の緑地	樹木が生育する構造のもので、バルコニー又は底下部分奥行1.0mまでは緑地面積として計上可能。但し、バルコニー又は底の高さが地盤面から3m以上あり、他の緑地と一体的に整備することが条件	建築物の垂直投影下より1.0mまでは緑地面積として計上可能
人工地盤上の緑地 ※設置要件有り	日常一般に開放され歩行者が自由に通行し、または利用できる空間で、市が定める土壌要件を満たす人工地盤上の緑地	敷地内緑地として計上可能 (ただし建築物上であれば建築物緑化として計上する)
太陽電池の設置	緑地として計上できない	緑地として計上可能 (ただし太陽電池パネル水平投影面積の50%)
敷地内緑地と建築物緑地の振り替えについて	建築物上の緑化は緑地として計上不可	振替可能 (ただし必要面積50%以内を限度)
緑化内の必要本数	高木：敷地面積×緑化率×5/100 中木：敷地面積×緑化率×20/100 低木：敷地面積×緑化率×100/100 地被類等：裸地を覆う程度	10㎡あたり高木1本以上 20㎡あたり高木1本以上、低木20本以上 低木、竹又は芝その他の地被類で表面が被われていること
高木・中木・低木・地被類の定義	高木 高さ3.5m以上、かつ目通り0.18m以上 中木 高さ1.5m以上、かつ枝張り0.3m以上(高木を除く) 低木 高さ0.3m以上、1.0m以下	高木：成木に達した時に樹高がおおむね3.0m以上の樹木 低木：高木以外の樹木

【資料①-2】



①



③



②



④



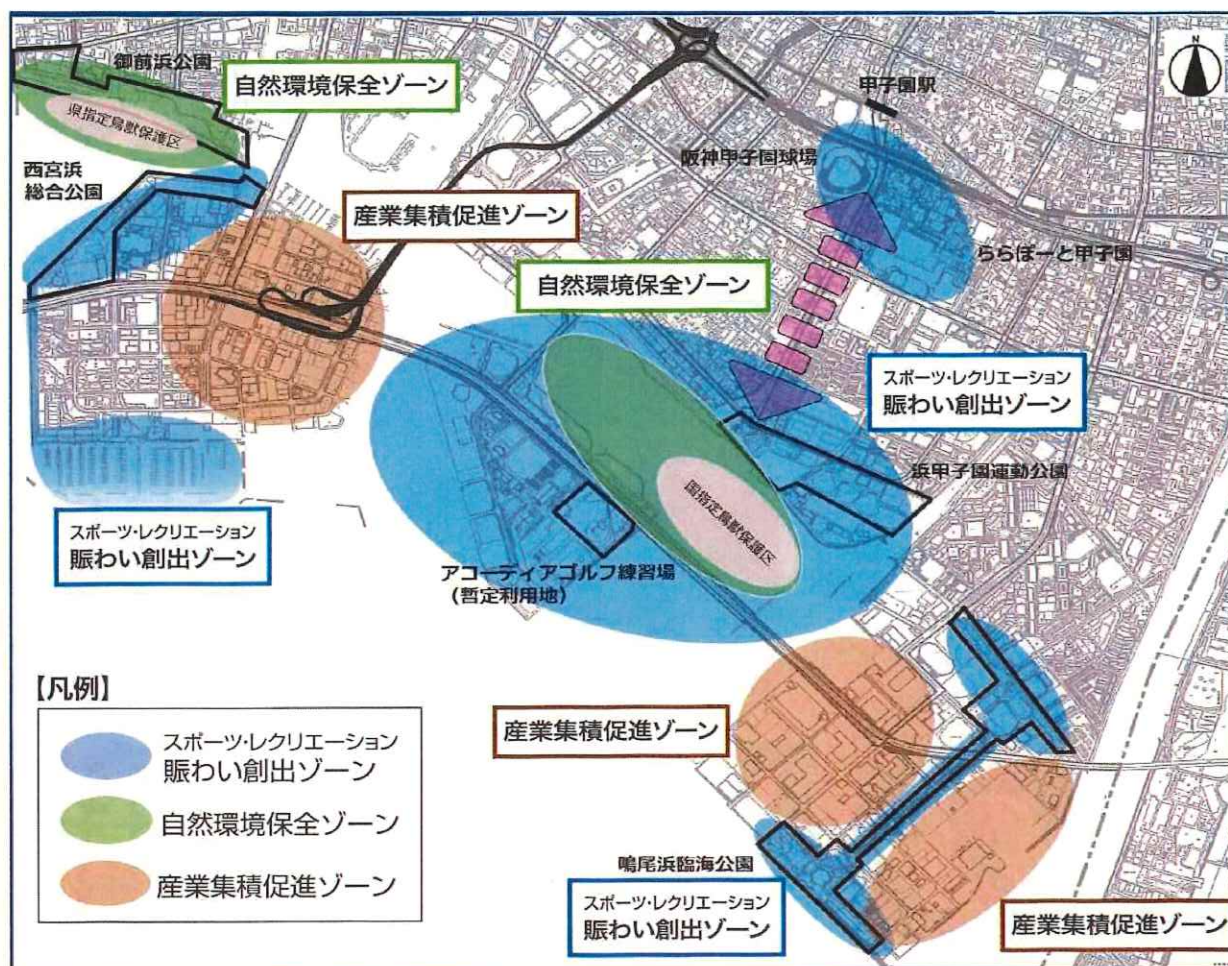
【資料②-1】

リーグ	球団	球団本社	政令市	中核市	特例市	一般市	パレード実施場所	パレード実施年	都市人口
セリーグ	阪神タイガース	兵庫県西宮市		○			大阪市、神戸市	2003年、2005年	48万人
	広島カープ	広島県広島市西区	○				広島市	2016年	120万人
	DeNAベイスターズ	神奈川県横浜市中区	○				横浜市	1998年	375万人
	読売ジャイアンツ	東京都千代田区	○				東京都中央区		1400万人
	ヤクルトスワローズ	東京都港区	○				東京都		1400万人
	中日ドラゴンズ	愛知県名古屋市中区	○				名古屋市	2007年他	230万人
パリーグ	オリックスバファローズ	大阪市西区	○				大阪市	2022年	275万人
	ロッテマリーンズ	千葉県千葉市美浜区	○				千葉市	2005年	97万人
	ソフトバンクホークス	福岡県福岡市中央区	○				福岡市	2018年他	160万人
	楽天イーグルス	宮城県仙台市宮城野区	○				仙台市	2013年	106万人
	西武ライオンズ	埼玉県所沢市			○		所沢市	2018年他	34万人
	日本ハムファイターズ	北海道北広島市				○	札幌市	2016年	5.7万人

※日本ハムファイターズが2016年に優勝した時の球団本社は札幌市

【資料②-2】

市が考える臨海部の土地利用のゾーニング（市の公表資料から）



【資料③-1】

受付

保育利用申込書
兼 支給認定申請書(2号・3号認定用)

(宛先) 西宮市長

市記入欄	
子供コード	
利用施設	
利用期間	年 月 ~ 月

申請年月日		年 月 日		自宅電話	
申請者(保護者)	住所	〒			—
	転入前住所(西宮市への転入予定者のみ記入)	〒			—
	区分	(ふりがな)氏名/名前	生年月日	携帯電話	現在の状況(勤務先等)
	父	()		—	—
母	()		—	—	

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費に係る支給認定及び施設の利用を申請します。

区分	(ふりがな)氏名/名前	続柄	生年月日	性別	現在の状況(勤務先・利用施設名等)
児童の家族状況	申込児童	本人			
	(保護者を除く同居の世帯員)				
利用希望期間	年 月 1・16 日 ~ 小学校就学前 まで (いずれかに○)				

※1日入所は全ての認可保育施設が対象ですが、16日入所は地域型保育事業所(特区小規模保育事業所を除く)のみが対象です。

利用希望施設	
第1希望	第4希望以下の希望施設
第2希望	
第3希望	

※第4希望以下があれば、その施設名と希望順位をご記入ください。
(例:④●●保育園、⑤●●保育所等)

※利用希望施設の希望順位を書いていただく目的は、最も希望順位の高い施設に内定(あつせん)を決定するためです(内定施設は1施設のみ)。上位希望に記入している方が下位希望に記入している方より優先されるわけではありませので、空き状況に関わらず利用希望施設は希望順位の高い順にご記入ください。

保育が必要な理由

例:就労のため、等

きょうだいも申込(転所申込含む)がある場合のみ記入必要(利用時期と利用先について、いずれかにチェック(☑))
--

保育利用時期	☐ 同時期に利用できる場合のみ希望 ☐ きょうだいのどちらかだけが先に利用できる場合でも希望	☐ 上の子が先に利用できる場合のみ希望 ☐ 下の子が先に利用できる場合のみ希望 ☐ きょうだいのどちらが先でも利用を希望
保育利用先	☐ 同施設を利用できる場合のみ希望 ☐ 別施設でも希望	☐ A 希望順位が低くても同施設の利用を優先 ☐ B 別施設でも希望順位の高い施設の利用を優先

(※)利用希望施設にきょうだいの在園施設が含まれており、そのきょうだい転所申込をしている場合は、きょうだいの在園施設も「同施設」として利用調整を行います。
(※)利用調整の時期が異なるため、医療的ケア児のきょうだいの同時申込の場合は、上記の「保育利用時期」や「保育利用先」を加味した利用調整は行いません。

◆認定こども園高須の森の送迎方法の希望について	
高須の森の入所を希望する場合は希望する送迎方法について、○をつけてください。	
第2希望以下に○がない場合、「いずれも希望しない」とみなします。	
※幼保連携型認定こども園 高須の森の詳細につきましては、「幼保連携型認定こども園 高須の森について」をご確認ください。	
第1希望	パーク&ライド ・ 送迎保育ステーション ・ 一般利用
第2希望	パーク&ライド ・ 送迎保育ステーション ・ 一般利用 ・ いずれも希望しない
第3希望	パーク&ライド ・ 送迎保育ステーション ・ 一般利用 ・ いずれも希望しない

◆保育料関係	
保育料関係については、有の場合のみチェック(☑)のうえ、障害者手帳や生活保護受給証等のコピーをご提出ください。	
※チェック(☑)がない場合は、該当がないものとみなします。	
同居の障害者手帳所持者について(申込児童含む)	
☐ 有 (氏名/名前) 生活保護の受給状況について ☐ 有 (年 月 日から)	

1 父母の状況

保育の必要性の事由					
父	☐ 就労・就学	☐ 求職活動	☐ 疾病・障害等	☐ 介護・看護	☐ その他()
母	☐ 就労・就学	☐ 求職活動	☐ 疾病・障害等	☐ 介護・看護	☐ 妊娠・出産 ☐ その他()

2 出産予定

現在、妊娠中の場合のみ、有にチェック(☑)のうえ、母子健康手帳のコピー(保護者名と分娩予定日が分かる部分)をご提出ください。チェック(☑)がない場合は、該当がないものとみなします。

出産予定	☐ 有 (出産(分娩)予定日: 年 月 日)
------	---

3 育児休業を取得している場合の意向

育児休業を取得していない場合は記入不要です。申込後に変更があればご連絡ください。

保育所に入所できた場合	☐ 復職する(育児休業を切り上げる) ☐ 復職については未定 ☐ 現在、他市区町村の認可保育施設を利用しており、育児休業中の継続利用での入所を希望する。 ※本利用申込の利用希望期間の始期の前月まで他市区町村の認可保育施設を利用して、その在園期間中に開始した育児休業が現在も継続している場合のみ可。 ※育児休業中の継続利用ができるのは、育児休業の対象となっている児童が1歳に達する日(誕生日の前日)の属する年度の末日までです。 ※今後、認可保育施設への入所が決まるまでの間に復職することとなった場合は、速やかに保育入所課までご連絡ください。間に合う直近の利用調整から、指数が変更されます。
	☐ 育児休業を延長する ☐ 保育先を確保して復職する(保育先:)
保育所に入所できなかった場合	☐ 育児休業を延長する ☐ 保育先を確保して復職する(保育先:)

4 祖父母の状況

祖父と祖母が別居の場合は、それぞれ住所の記入が必要です。連絡を取れない場合は不明と記入、死亡の場合は斜線を引いてください。

		(ふりがな) 氏名/名前	年齢	住所	現在の状況 (就労の有無・健康状態等)
父方	祖父	()	() 歳		
	祖母	()	() 歳		
母方	祖父	()	() 歳		
	祖母	()	() 歳		

※祖父と同住所の場合は同上とご記入ください。

5 現在の保育状況

1	自宅で保育	☐ 父 ☐ 母 ☐ 祖父 ☐ 祖母 ☐ その他()
2	職場で保育	☐ 父 ☐ 母 ☐ 祖父 ☐ 祖母 ☐ その他()
3	親族・知人宅	氏名/名前() 児童との続柄()
4	保育施設	施設名 () 利用時間 時 分 ~ 時 分 利用曜日 ☐ 月 ☐ 火 ☐ 水 ☐ 木 ☐ 金 ☐ 土 ☐ 日 保育料 円

※右ページについてもよくお読みいただいたうえで、ご署名をお願いいたします。

保育の利用に関する確認票兼同意書
(※よくお読みいただいたうえで、ご署名ください。)

西宮市長 宛

児童の保育利用にあたり、下記の事項についてすべて確認し、同意します。

年 月 日

住所

保護者（父）

※ 自署の場合は印は不要です。 ㊞

保護者（母）

※ 自署の場合は印は不要です。 ㊞

保育を利用するうえで確認・同意いただく事項

1	希望施設については見学をおすすめします。特に私立保育所や認定こども園、地域型保育事業所は施設ごとに保育方針やルールが異なり、利用者負担額(以下「保育料」という。)以外の費用(入園時の費用や制服代、教材費等)が必要となることがあります。また、自動車送迎の可否についても施設により異なります。保育内容・費用・送迎方法等を含め、詳細については各施設に直接お問い合わせください。
2	保育の利用にあたり、必要書類は期日までに不備なくご提出ください。未提出や書類不備、期日後の提出書類については、保育の利用決定や利用調整の対象となりません。
3	申込児童の年齢が利用希望施設の対象年齢外の場合は、利用調整の対象となりません。
4	申込後、就労状況(勤務先・勤務日数・勤務時間・就職・退職・育児休業からの職場復帰等)や世帯状況(結婚・離婚・妊娠・出産・同居・別居・転居等)等に変更があった場合は速やかにご連絡ください。申込内容と申込後の状況が異なる場合は支給認定や利用決定を取り消すことがあります。
5	申込後に西宮市外へ転出した場合、保育の利用申込は自動的に取下げとなります。また、認定こども園において1号認定(教育利用)の在園児が2号認定(保育利用)に内部切替した場合も自動的に取下げとなります。
6	認定申請が集中した場合等は、審査等に日時を要するため、申請日に関わらず、子ども・子育て支援法の規定に基づき、最長で利用開始の前日まで審査結果のお知らせを延期する場合があります。
7	申込時に提出された勤務証明書や診断書等は、施設での保育時間決定や保育の必要性の事由の確認に必要なため、内定(あつせん)決定時に各施設へ送付します。
8	保育の利用内定(あつせん)後には、施設で面接と健康診断を受けていただきます。結果によっては、保育の利用ができなくなることがあります。
9	育児休業からの復帰の申込で、育児休業前と同じ職場に復帰せずに退職や転職をする場合又は提出のあった勤務証明書より短い勤務日数や勤務時間で復帰した場合は、利用決定を取り消すことがあります。
10	就労内定の申込で、提出のあった勤務証明書の内定先に就職しない場合は、利用決定を取り消すことがあります。
11	利用調整基準表別表第2の認可外保育施設利用による加点の確認のため、市の担当者が西宮市認可外保育施設利用料補助金の申請書類を閲覧することがあります。
12	利用調整基準表別表第2の保育士加点の対象となる申込で、勤務証明書の認可保育施設で就労しない場合、利用決定を取り消すことがあります。
13	保育施設利用の際は、「ならし保育」期間があります。保護者の勤務時間に関わらず、その期間中は長時間の保育を行うことはできません。また、保育の利用開始日より前に「ならし保育」を行うことはできません。
14	育児休業からの復帰を理由とする申込の場合は、保育の利用開始日が1日の場合は翌月15日(利用開始日が16日の場合は翌月末日)までに職場復帰してください。期限までに復帰ができない場合は、保育の利用の解除(退所)となることがあります。
15	求職活動での申込の場合は、保育の利用開始から90日以内に保育要件(週3日以上かつ週16時間以上)を満たす就労を開始し、勤務証明書をご提出ください。勤務証明書の提出がない場合は保育の利用の解除(退所)となります。
16	保育施設での児童の保育時間は、保護者の就労時間等から実態に応じて施設が決定します。そのため、保育時間は希望に添えない場合があります。
17	延長保育の利用は、各施設に申込となります。定員や児童の健康状態(月齢含む)、保護者の就労状況等によっては、利用できないことがあります。
18	保育施設等の利用は、保育の必要性がある場合に限られます。保育の必要性の事由に該当しなくなった場合は、支給認定の取り消し、保育の利用の解除(退所)となります。
19	特別な理由なく2ヶ月以上登園がない場合は、保育の利用の解除(退所)となることがあります。
20	子ども・子育て支援法の規定に基づき、保育料・給食費の算定等のため、市の担当者が、児童及び世帯員の住民票、税務資料(他自治体のものを含む)、生活保護受給状況資料、障害者手帳交付状況資料、児童扶養手当及び児童手当資料の閲覧及び取得を行うことがあります。
21	保育料・給食費は世帯の税額により算定します。離婚後も児童と同居している場合には、父母の税額で保育料を算定します。また、祖父母と同居しており、父母の年収が100万円未満の場合、同居の祖父母のいずれか税額が高い方と税額を合算したうえで、保育料を算定することがあります。
22	保育料・給食費決定後、確定申告や市税申告等により課税額に変更が生じた場合は、速やかにご連絡ください。
23	保育料(延長保育料がある場合はそれを含む)・給食費については、期限内にご納付ください。期限内に保育料等の納付がなく滞納となった場合は、税情報等の閲覧、財産(給与等)の調査及び差押え等を行うことがあります。
24	子ども・子育て支援法の規定に基づき、適切な保育利用のため、市から必要に応じて保育施設等に対し情報提供を行います。
25	集団生活の適否の確認及び保育の参考のため、市の担当者が、医療機関、療育機関並びに乳幼児健康診査、健康相談及び家庭訪問等に関する関係機関等が保有する情報の閲覧を行うことがあります。また、主治医、療育機関及び保健福祉センター等との情報共有を行うことがあります。
26	地域型保育事業所等の2歳児までの保育施設については、2歳児の年度末をもって卒園です。引き続き保育の利用を希望する場合は、新たに申込が必要となります。

利用申込上の注意

- 1 保育利用申込書は、申込児童1人につき1部ご提出ください。
- 2 西宮市への転入予定者は、「住所」欄に転入後の西宮市の住所、「転入前住所」欄に現在の住所をご記入ください。
- 3 「児童の世帯員」欄には、同居している保護者を除く同居している親族全員の氏名/名前・続柄・生年月日・性別・現在の状況をご記入ください。
- 4 (1) 「利用希望施設」欄には、希望順に保育所、認定こども園、地域型保育事業所の名称をご記入ください。
(2) 保育の利用調整については、「利用希望施設」欄に記入された施設のみが対象となります。
(3) 希望施設が4ヶ所以上ある場合は、「第4希望以下の希望施設」欄に施設名とその希望順位をご記入ください。
(4) 利用調整において、希望順位は影響しません(第1希望が優先されるわけではありません)。
- 5 きょうだいで同時に利用申込(転所申込含む)する場合は、「保育利用時期」欄と「保育利用先」欄に必ずチェック(☑)をしてください。
- 6 「保育料関係」欄について、「同居の障害者手帳所持者について(申込児童含む)」、「生活保護の受給状況について」に該当する場合は、チェック(☑)のうえ、必要事項をご記入ください。チェック(☑)がない場合は、該当がないものとみなします。
- 7 「1 父母の状況」「2 出産予定」「3 育児休業を取得している場合の意向」「5 現在の保育状況」については、該当項目にチェック(☑)のうえ、必要事項をご記入ください。
- 8 「4 祖父母の状況」については、必要事項をご記入ください。また、「現在の状況」欄には、就労の有無(有の場合は勤務先を記入)、や病気療養中、親族の介護を行っている等をご記入ください。
- 9 「保育の利用に関する確認票兼同意書」については、各項目を確認し、ご署名ください。
保護者の署名がない場合、申請を受け付けることはできません。

市記入欄 (以下、記入しないでください)

特記事項	

保育の必要性の事由	☐ 就労 ☐ 求職活動 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障害等 ☐ 介護・看護 ☐ 就学 ☐ 育休継続 ☐ 災害復旧
保育必要量	☐ 保育標準時間 ☐ 保育短時間
認定有効期間(終期)	☐ 小学校就学前 ☐ その他(西暦 年 月 日)

西宮市立幼稚園 入園願書

4 歳児

令和5年4月1日時点の年齢

※

保護者の方は、太枠内をご記入ください。修正する場合は、二重線で見え消ししてください。消せるボールペンや修正液等は使用不可。

西宮市立 _____ 幼稚園長様	令和 ____ 年 (____ 年) ____ 月 ____ 日
次の事項について誓約し、下記のとおり入園を申し込みます。	
① 幼児の登降園については、保護者の責任のもとに行います。	
② その他、「入園案内」の各項目に従います。	
保護者署名 _____	

<入園を希望する園児・世帯に関する事>

(フリガナ) 園児名		生年月日	____ 年 ____ 月 ____ 日	性別	
保護者	(フリガナ) 保護者名		続柄	携帯電話	優先順位()
	(フリガナ) 保護者名		続柄	携帯電話	優先順位()
現住所及び 住民登録地	※住民登録地が異なる場合は特記事項にご記入ください。			自宅電話	優先順位()
転入予定先 住所	西宮市			転入 予定日	令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

<園児の保育に関する事>

利用を希望する期間	令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日 から	☐ 小学校就学前まで ☐ 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日まで
直近の保育歴	保育施設名	保育経験期間
	立 _____ 幼稚園・保育園	令和 ____ 年 ____ 月 ~ 令和 ____ 年 ____ 月

<その他、特記事項があればご記入ください>

--

受付番号 (抽選番号)	第 ____ 号	受付年月日	令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日
----------------	----------	-------	-------------------------

園 印

願 書 受 付 票

園児名		学年	4 歳児	性別	
現住所					
幼稚園名	市立 _____ 幼稚園	受付番号 (抽選番号)	第 ____ 号	受付年月日	令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

(注) 消せるボールペンや修正液等は使用不可。修正する場合は、二重線で見え消ししてください。
10月12日(水) 14:30に各幼稚園へ来られる際に「願書受付票」をご持参ください。

【資料④-1】

「地域避難支援制度」避難支援団体登録状況

(令和4年12月1日現在)

No.	団体名称	小学校区	登録年月	特記事項
1	甲子園口4丁目南自治会	上甲子園	平成27年7月	
2	甲子園二・三番町自治会	鳴尾北	平成27年8月	
3	弓場町みまもり支援会	香櫨園	平成27年9月	弓場町自治会
4	川添町自治会	香櫨園	平成27年10月	
5	中久寿川町福祉会	今津	平成27年10月	
6	一里山町紀会	段上	平成28年1月	
7	グリーンラグーナ甲子園団地自治会	甲子園浜	平成28年1月	
8	甲子園口東弁天自治会	上甲子園	平成28年2月	
9	鷲林寺・柏堂・剣谷地域連合防災会 (略称)六甲東エリア連合防災会	苦楽園	平成28年3月	鷲林寺地区自治会 鷲林寺南町自治会 剣谷町自治会 柏堂町自治会 柏堂西町自治会 夙川台サンハイツB棟管理組合
10	甲子園口4丁目北自治会	上甲子園	平成28年4月	
11	清瀬台自治会	東山台	平成28年5月	
12	津門綾羽町自治会	津門	平成28年8月	
13	松山町町内会	瓦林	平成28年9月	
14	段上町5丁目A自治会	段上西	平成28年9月	
15	上山口東自治会	北六甲台	平成28年10月	
16	甲子園口北町町内会	瓦木	平成28年10月	
17	段上町6丁目A自治会	段上	平成28年10月	
18	段上町5丁目B自治会	段上西	平成28年11月	
19	川西町自治会	香櫨園	平成28年11月	
20	津田町自治会	安井	平成28年12月	
21	日野町自治会	瓦林	平成29年1月	
22	津門西口町自治会	津門	平成29年2月	
23	津門稲荷町自治会	津門	平成29年2月	
24	浜甲子園町会	南甲子園	平成29年2月	
25	津門大箇町自治会	津門	平成29年3月	
26	船坂自治会	山口	平成29年6月	
27	樹のまち自主防災会	高須西	平成29年10月	
28	下大市自治会	甲東・樋ノ口	平成29年10月	

No.	団体名称	小学校区	登録年月	特記事項
29	用海地区団体協議会	用海	平成29年11月	池田町自治会 松原町自治会 与古道町自治会 染殿町自治会 用海町自治会 石在町自治会 東町1丁目自治会 東町2丁目自治会 浜松原町自治会
30	中浜・堀切町自治会	香櫨園	平成30年10月	
31	甲子園九番町自治会	南甲子園	平成31年2月	
32	安井地区自治会連合会	安井	平成31年3月	分銅町自治会 千歳町自治会 寿町自治会 安井町自治会 末広町自治会 平松町自治会 城ヶ堀町自治会 江上町自治会 櫛塚町自治会
33	松下町自治会	香櫨園	令和元年11月	
34	上ヶ原八番町南団地運営委員会	上ヶ原南	令和4年8月	
35	高座町自治会	広田	令和4年11月	

- | | |
|-------|----------|
| A…甲陽園 | 1…生瀬武庫川町 |
| B…上ヶ原 | 2…仁川五ヶ山町 |
| C…普楽園 | 3…毘沙門町 |
| D…甲子園 | 4…末広町 |
| | 5…今在家町 |
| | 6…今津上野町 |

